

商品概要説明書

投資信託セット型定期貯金＜単利型＞

(2025 年 4 月 1 日現在)

商 品 名 (愛称)	・投資信託セット型定期貯金（基本商品：スーパー定期貯金＜単利型＞） (愛称：投信ふたばプラン)
ご利用いただける方	・個人のみ ※投資信託商品購入者（投信つみたてサービス利用商品を除く）
期 間	・定型方式 6 か月 ・自動継続（元利金継続）の取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・窓口のみの預入となります。 ・10 万円以上 ・対象投資信託をご購入いただいた金額が上限となります。 ・他金融機関から預け替えられた資金等（現金・小切手・振込）によるものに 限定いたします。 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」） の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンク アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明 細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て） により計算した利息とともに払い戻します。 6 か月未満 解約日における普通貯金利率
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険 法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のう ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満 たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により 保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につ きましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：0 5 6 8－4 7－5 6 1 8）にお申し出ください。当組合では規則の制 定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に 努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9） でも、苦情等を受け付けております。

	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会本会（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 尾張中央